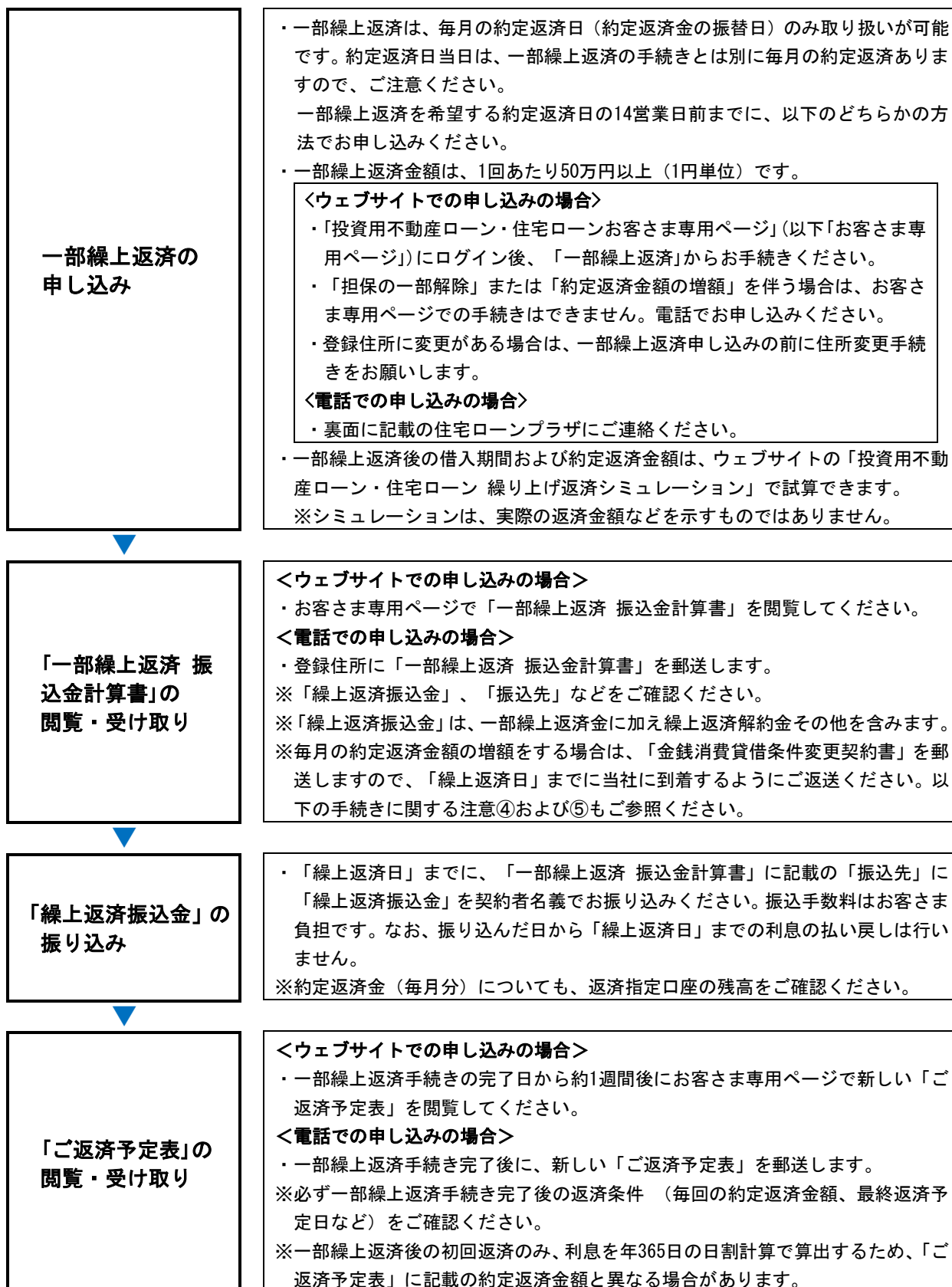


手続きに関する説明書（投資用不動産ローン・住宅ローンの一部繰上返済）

オリックス銀行

手続きの手順



手続きに関する注意

- ①一部繰上返済日当日までに、当社が「繰上返済振込金」の入金を確認できない場合は、一部繰上返済が取り消しになり、改めて次回以降の約定返済日を一部繰上返済日とする申し込みが必要になります。
- ②一部繰上返済日当日に、残高不足等で指定口座から毎月の約定返済金の振り替えができない場合も、①と同様に一部繰上返済の申し込みが取り消しになります。
- ③変動金利型の場合、「借入日（または前回の約定返済金額の見直し日）から5年後の応当日の属する年の10月1日を基準日として約定返済金額の見直しを行い、以降、5年経過ごとに同様の見直しを行う」としてありますが、一部繰上返済を行った場合は、それまでの経過期間にかかわらず、改めて一部繰上返済日から5回目ごとの10月1日に返済額の見直しを行い、適用利率は当該「繰上返済日」の翌日に改定を行います。
- ④「金銭消費貸借条件変更契約書」を提出する場合は、連帯債務者および連帯保証人の署名・捺印も必要です。署名・捺印は、当社にお届けの住所、氏名、取引印（実印）をお願いします。また、「金銭消費貸借条件変更契約書」にかかる印紙税200円は、お客さま負担です。
- ⑤繰延利息が発生している場合は、その清算が必要です。「一部繰上返済 振込金計算書」をご確認ください。
- ⑥借入期間を短縮する場合、当社では、一部繰上返済金を元金に充当したうえで、毎回の約定返済金額を一部繰上返済前と同等の額として借入期間を再計算します。借入期間短縮後の毎回の約定返済金額は、一部繰上返済後の残元金、残回数、適用利率で再計算しますので、一部繰上返済前とは差異が生じることがあります。
- ⑦借入期間を短縮した場合（最終返済期日を繰り上げた場合）、借入期間を再度延長することはできません。
- ⑧「シミュレーション照会票」は、照会日時点の基準金利に基づいて算出しますので、「繰上返済日」までに基準金利が変動した場合は、利息、返済金額、残元金合計、返済回数などが変更になります。実際の一部繰上返済後の返済条件は、一部繰上返済手続き完了後の新しい「ご返済予定表」をご確認ください。

繰上返済解約金

繰上返済解約金の算定に適用する料率は、以下のとおりです。（不課税・1円未満切り捨て）

一部繰上返済日時点の 適用金利種別	当初借入日からの経過期間	一部繰上返済金額(元金充当金額) に対する適用料率
変動金利型	1年以内	2.00%
	1年超 3年以内	1.50%
	3年超 5年以内	1.00%
	5年超	0.50%
固定金利型	一律	2.00%

※ 2009年4月1日、「繰上返済手数料」の名称を「繰上返済解約金」に変更しました。2009年3月31日以前に借り入れた場合は、読み替えてください

変更前に契約し、かつ「繰上返済手数料優遇型」を選択している場合は、「繰上返済解約金」は発生しません。

なお、「繰上返済解約金」または「条件変更手数料」について、「金銭消費貸借契約証書」またはこれに付帯する「念書」等に異なる定めがある場合は、上記表の記載にかかわらず「金銭消費貸借契約証書」または「念書」等の規定を適用します。お手元の「金銭消費貸借契約証書（写）」、「念書（写）」等をご確認ください。

お問い合わせ

一部繰上返済およびこの説明書に関するお問い合わせは、住宅ローンプラザにご連絡ください。

住宅ローンプラザ

0120-094-256 受付時間 9:00~17:00 土日祝および12/31~1/3休

(2021年1月現在)